

請負代金の支払に関する特約条項

(公共工事の前払金に関する規則第10条の2第1項関係) (設計・施工一括) (工事請負契約関係)

(各会計年度の支払限度額等)

第1条 発注者の各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

平成	年度	円
平成	年度	円
平成	年度	円
平成	年度	円
平成	年度	円
平成	年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

平成	年度	円
平成	年度	円
平成	年度	円
平成	年度	円
平成	年度	円
平成	年度	円

3 発注者は、予算の都合による等必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(前金払)

第2条 前金払については、工事請負契約約款(設計・施工一括)(以下「約款」という。)第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、約款第35条及び約款第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における出来高が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、請負代金の支払いに関する特約条項(公共工事の前払金に関する規則第10条の2第1項関係)第3条第3項の規定により当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 前会計年度末における出来高が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、前項の規定による読替後の約款第35条第1項の規定にかかわらず、請負人は、出来高が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

3 前会計年度末における出来高が前会計年度までの前払金額出来高予定額に達しない場合には、請負人は、その額が当該出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長しなければならない。この場合においては、約款第36条第1項の規定を準用する。

(部分払)

第3条 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

平成	年度	回
平成	年度	回
平成	年度	回
平成	年度	回
平成	年度	回
平成	年度	回

2 この契約において、部分払金の額は、約款第38条の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 \leq (出来高 - 前回出来高)

$\times \frac{9}{10}$ - 当該会計年度前払金額

$\times \frac{\text{出来高} - \text{前回出来高}}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}$

3 前会計年度末における出来高が、前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、請負人は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。この場合においては、第1項の規定の適用はないものとし、部分払金の額は、前項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 \leq 出来高超過額 $\times \frac{9}{10}$

4 前項の規定により当該会計年度の当初に出来高超過額について部分払したときは、当該会計年度における他の部分払金の額については、第2項算定式中「当該会計年度の出来高予定額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額 - 出来高超過額」と読み替える。

5 前会計年度末における出来高が、前会計年度までの出来高予定額に不足する場合においては、請負人は当該不足額(以下「出来高不足額」という。)に相当する出来高を上げた後の当該会計年度最初の部分払のときに、出来高不足額を含めて部分払を請求しなければならない。この場合における部分払金の額は、第2項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 \leq 出来高不足額 $\times \frac{9}{10}$

- 前会計年度前払金額 $\times \frac{\text{出来高不足額}}{\text{前会計年度の出来高予定額}}$

+ (出来高 - 前回出来高 - 出来高不足額) $\times \frac{9}{10}$

- 当該会計年度前払金額 \times

$\frac{\text{出来高} - \text{前回出来高} - \text{出来高不足額}}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}$